



第1回 王寺町都市計画道路見直し検討委員会を開催しました！

王寺町では、平成27年10月15日（木）に、第1回王寺町都市計画道路見直し検討委員会を開催しました。

都市計画道路見直し検討委員会では、長期にわたり未着手となっている都市計画道路について、各路線の必要性や代替性の検討を行い、見直し案を作成します。

本検討委員会は合計3回開催する予定ですが、第1回目は「都市計画道路の現状の課題・見直し方針案」について、庁内関係部署による議論を行いました。

議論した内容は、以下の通りです。

都市計画道路とは

■都市計画道路

都市計画道路は、都市における円滑な交通を確保するために、都市計画法に基づいて、あらかじめ位置・ルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路です。

都市計画道路は、まちの将来像を実現し、利便性の向上と、良好な住環境を確保するために、長期的な視野に立ち、定められています。

■都市計画道路の区域内の規制（都市計画法第53条【建築の許可】、第54条【許可の基準】）

都市計画法第53条では、都市計画施設内の建築物の建築に関し制限が定められています。これにより、都市計画道路に係る地権者は、階数が2階以下で地階を有さず、主要構造物が木造や鉄骨造等の容易に移転・除去が可能な建築物のみが建築可能となります。なお、建築物を建てる際には県知事の許可が必要となります。

都市計画道路見直しの背景と目的

これまでの都市計画は、人口増加・市街地の拡大を前提として計画を行ってきました。しかしながら、今後は人口減少・高齢化社会の到来など、これまでの社会情勢が大きく変化していくとともに、未着手の都市計画道路については、社会情勢の変化により、計画当初と比べてその必要性が現時点では認められなくなっている可能性があります。

また、未着手であるため、交通渋滞や交通事故の発生等の課題が残っている地域もあります。さらには、都市計画決定後も未着手の状態が長く続くと、地権者には長期にわたり建築制限を強いることにもなります。

そこで、未着手の都市計画道路について「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン（H22、奈良県）」に基づき、現在の社会経済情勢や総合計画（現在策定中）などで示される本町の目指すべき都市将来像に対応した、真に必要な都市計画道路網としてあらためてその必要性を検証し、見直し案を作成することとします。

委員会の日程

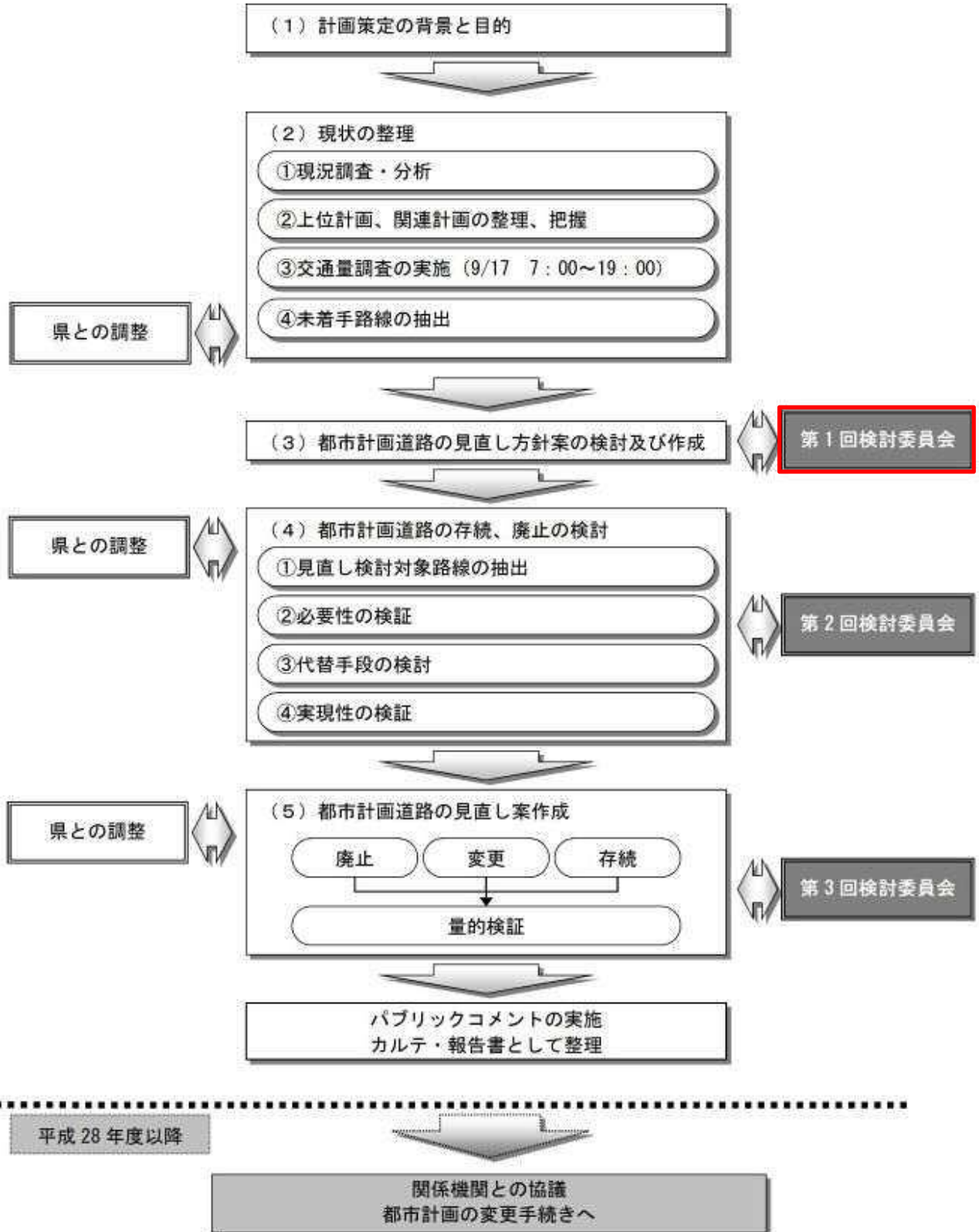
都市計画道路見直し検討委員会の日程は、以下の通りです。

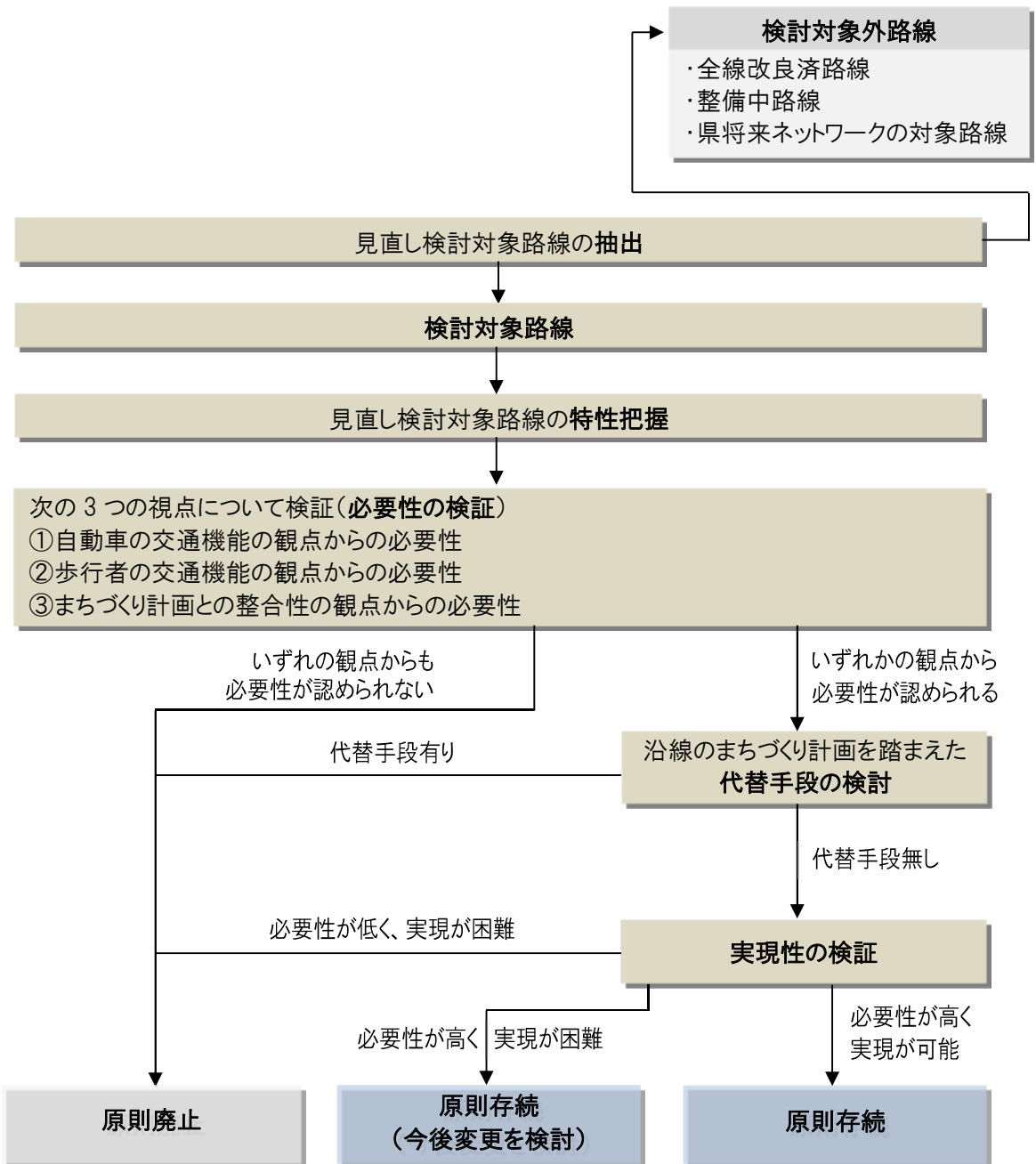
	時期	目的・主な議題
第1回	平成27年10月15日	都市計画道路の現状の課題・見直し方針案について
第2回	平成27年12月頃	都市計画道路の存続・廃止案について
第3回	平成28年2月頃	都市計画道路の見直し素案について

都市計画道路の見直し方針(案)

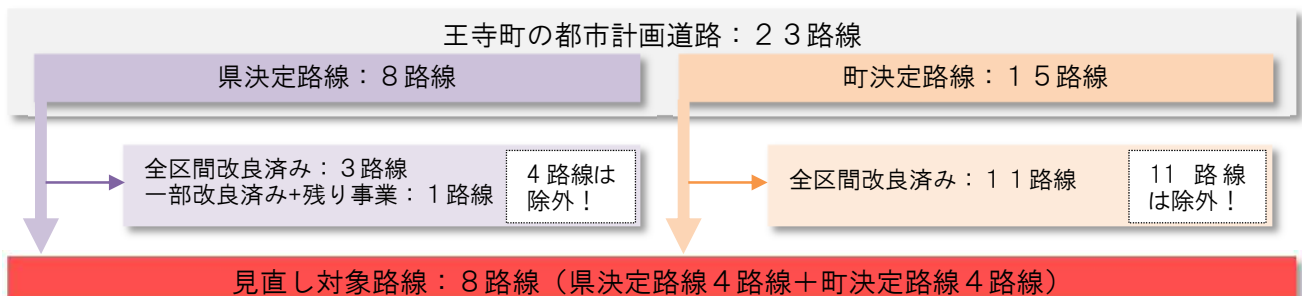
都市計画道路の見直し方針(案)は、平成 22 年 7 月に奈良県が策定した『奈良県都市計画道路見直しガイドライン』に基づき実施し、未着手の都市計画道路の存続・廃止について検討していきます。

(見直しフロー)

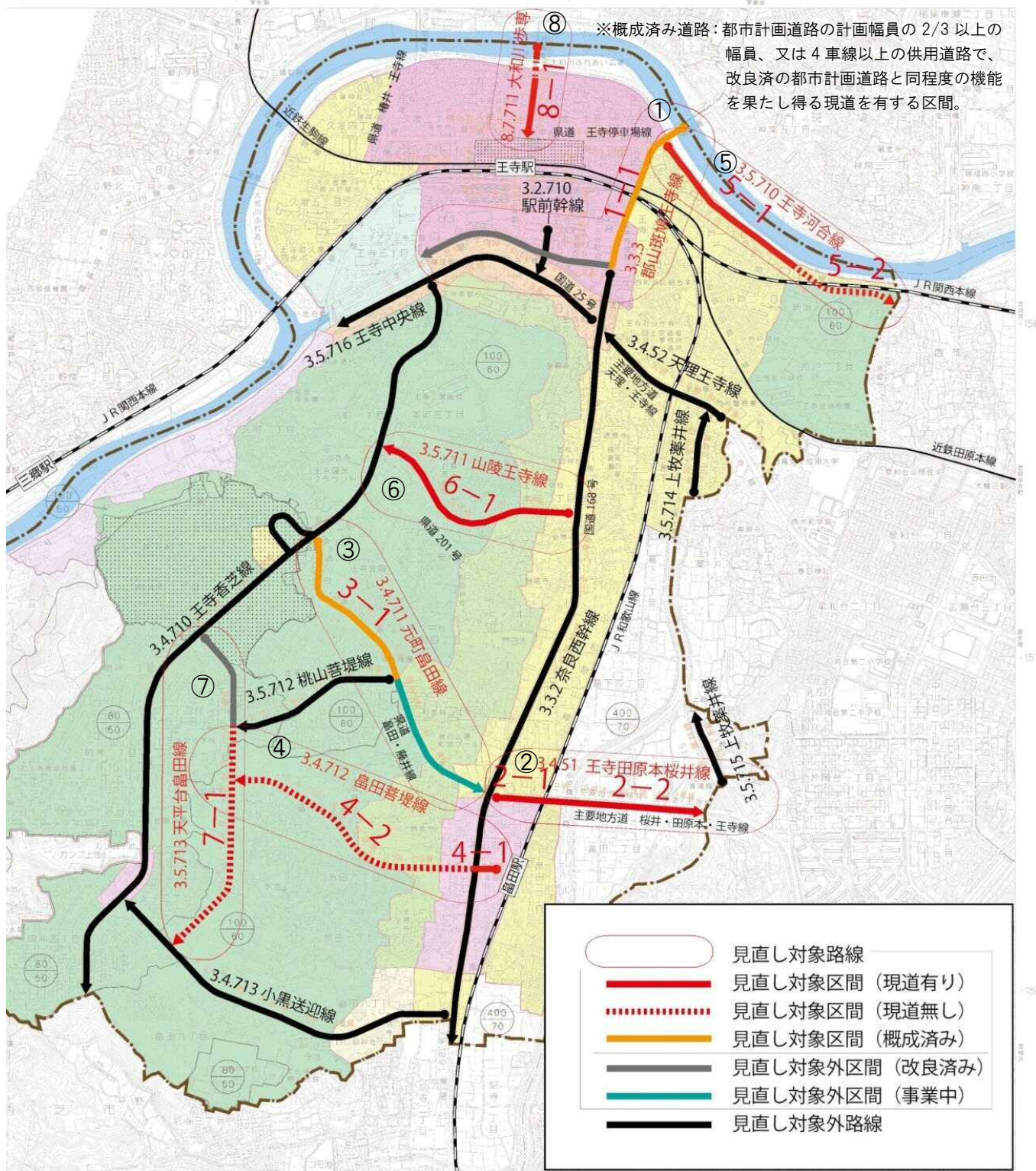




見直し対象となる路線



■王寺町都市計画道路見直し対象路線		(km)	(km)	(km)	(km)	(m)			
	路線名	最終都計【年度】	計画延長	改良済延長	概成済延長	概成済を除く未改良延長	標準幅員	車線数	備考
①	3.3.3 郡山斑鳩王寺線	H20.3.18	1.11	0.61	0.50	0.50	22	2	県決定
②	3.4.51 王寺田原本桜井線	H19.3.9	0.67	—	0.26	0.67	16	2	県決定
③	3.4.711 元町畠田線	H19.3.9	1.00	—	0.65	1.00	16	2	県決定
④	3.4.712 畠田菩提線	H19.3.30	0.89	—	—	0.89	16	2	町決定
⑤	3.5.710 王寺河合線	H15.9.24	0.90	—	—	0.90	12	2	町決定
⑥	3.5.711 山陵王寺線	H19.3.9	0.70	—	—	0.70	12	2	県決定
⑦	3.5.713 天平台畠田線	H15.9.24	1.02	0.29	—	0.73	12	2	町決定
⑧	8.7.711 大和川歩専	S57.4.14	0.27	0.07	0.20	0.20	4	—	町決定



お問い合わせ先
 王寺町 地域整備部 まちづくり推進課
 TEL 0745-73-2001(代表) fax 0745-32-6447